

印西市総合計画 第2次基本計画 策定基本方針

令和5年9月

印 西 市

【 目 次 】

1. 総合計画第2次基本計画策定の趣旨	1
2. 総合計画の構成と期間	1
3. 総合計画第2次基本計画の策定における基本的視点	2
4. 策定体制	2～3
5. 策定スケジュール	3
【別表1】総合計画の構成と期間	4
【別表2】策定体制図	5
【別表3】策定スケジュール表	6

1. 総合計画第2次基本計画策定の趣旨

本市では、市の最上位計画である総合計画を昭和47（1972）年に初めて策定してから、6度目となる「印西市総合計画」を令和3年3月に策定しています。

現総合計画は、計画期間を「令和3年度から令和12年度」の10年間とし、「基本構想」において、将来都市像を『住みよさ実感都市 ずっと このまち いんざいで』と定め、5つの政策を掲げています。この「将来都市像」の実現に向けて、「第1次基本計画」で30施策を設定し、計画的なまちづくりを進めてきました。

この度、総合計画の前期5年間にあたる「第1次基本計画」が令和7年度をもって終了することに伴い、引き続き、将来都市像の実現に向け、本市のまちづくりを総合的・計画的に進めていくため、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする「第2次基本計画」を策定します。

2. 総合計画の構成と期間

令和3年3月に策定した現総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3つの計画で構成しています（4ページ【別表1】参照）。

基本構想…市の将来都市像を描き、その実現に向かって市民と市が計画的にまちづくりを進めていくための指針。
計画期間は、令和3（2021）年度～令和12（2030）年度の10年間。

基本計画…基本構想を実現する手段である施策を体系的に示したもの。
計画期間は、前期5年間（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）を第1次基本計画、後期5年間（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）を第2次基本計画として取り組む。

実施計画…基本計画の目的を達成する手段である具体的な事業を示したもの。
計画期間は、第1次基本計画開始年度に3年間の計画を策定し、社会経済情勢や財政状況の変化・市民ニーズへの対応を考慮して、毎年度見直しを行うローリング方式を採用。

3. 総合計画第2次基本計画の策定における基本的視点

本計画の策定にあたっては、次の基本的視点に基づき作業を進めるものとします。

(1) 第1次基本計画の検証を踏まえた継続性

基本構想に定める将来都市像の実現に向けて、前期計画である第1次基本計画の取組について行政評価による十分な検証を行い、課題の整理や施策を見直し、継続性及び実効性のある計画を策定します。

(2) 社会状況の変化や市民ニーズに対応した計画づくり

国のデジタル技術を活用した地方創生の推進やSDGsに象徴される持続可能な社会経済の発展など、国・県の動向及び市を取り巻く社会状況の変化に対応するとともに、各種市民参加手続きを活用し、多様化している市民ニーズを的確に捉えた計画づくりを進めます。

(3) 持続可能な行財政経営の推進と実現性の確保

社会保障関連経費や公共施設の維持管理費の増加とともに、近い将来見込まれる人口減少を見据え、持続可能な行財政経営を確保しつつ、活力あるまちづくりの推進に向けた実現性の高い計画を策定します。

4. 策定体制

本計画の策定体制は次のとおりとします（5ページ【別表2】参照）。

(1) 市議会

計画策定においては、基本構想の策定又は変更を伴わないため、議会への上程は行いませんが、計画案については全員協議会・常任委員会等において説明するなど、市民の代表である議会との十分な意見交換に努めます。

(2) 総合計画審議会

印西市総合計画審議会条例に基づき設置する附属機関で、市長の諮問に応じ、計画策定に関する事項について、調査及び審議をします。審議会は、知識経験を有する者、公募により選出された市民により委員15人以内で組織します。

(3) 市民参加

策定にあたっては、市民の意見等を広く取り入れるため、市民会議などの市民の意見を把握する機会を設けるとともに、市民説明会や市民意見公募（パブリックコメント）などの市民参加手続きを取り入れるものとします。また、令和4年度に実施した市民満足度・重要度調査（市民アンケート）における今後の施策に対する要望等を計画に反映します。

(4) 庁内体制

総合計画策定本部を最高意思決定機関とした全庁的な策定体制を構築します。
また、円滑に策定を進めるため、必要に応じて既存の庁議を活用します。

① 策定本部

市長・副市長・教育長・各部の長で構成し、総合計画策定についての最高意思決定機関として、計画全般の審議及び決定を行います。

② 主管課長会議等

原則、既存の庁議を活用し、総合計画の作成について、組織横断的な調整を行います。

③ 策定作業部会

原則、実施計画推進主任で組織し、具体的な計画の作成・調整及び必要な資料・データの収集等を行います。

5. 策定スケジュール

本計画の策定スケジュールについては、令和6年度に市民ニーズや課題の抽出などの基礎調査を行い、令和7年度に計画の素案を作成し、市民参加手続による市民からの意見等を反映させた後、総合計画審議会の答申を経て、令和7年度中に策定します。

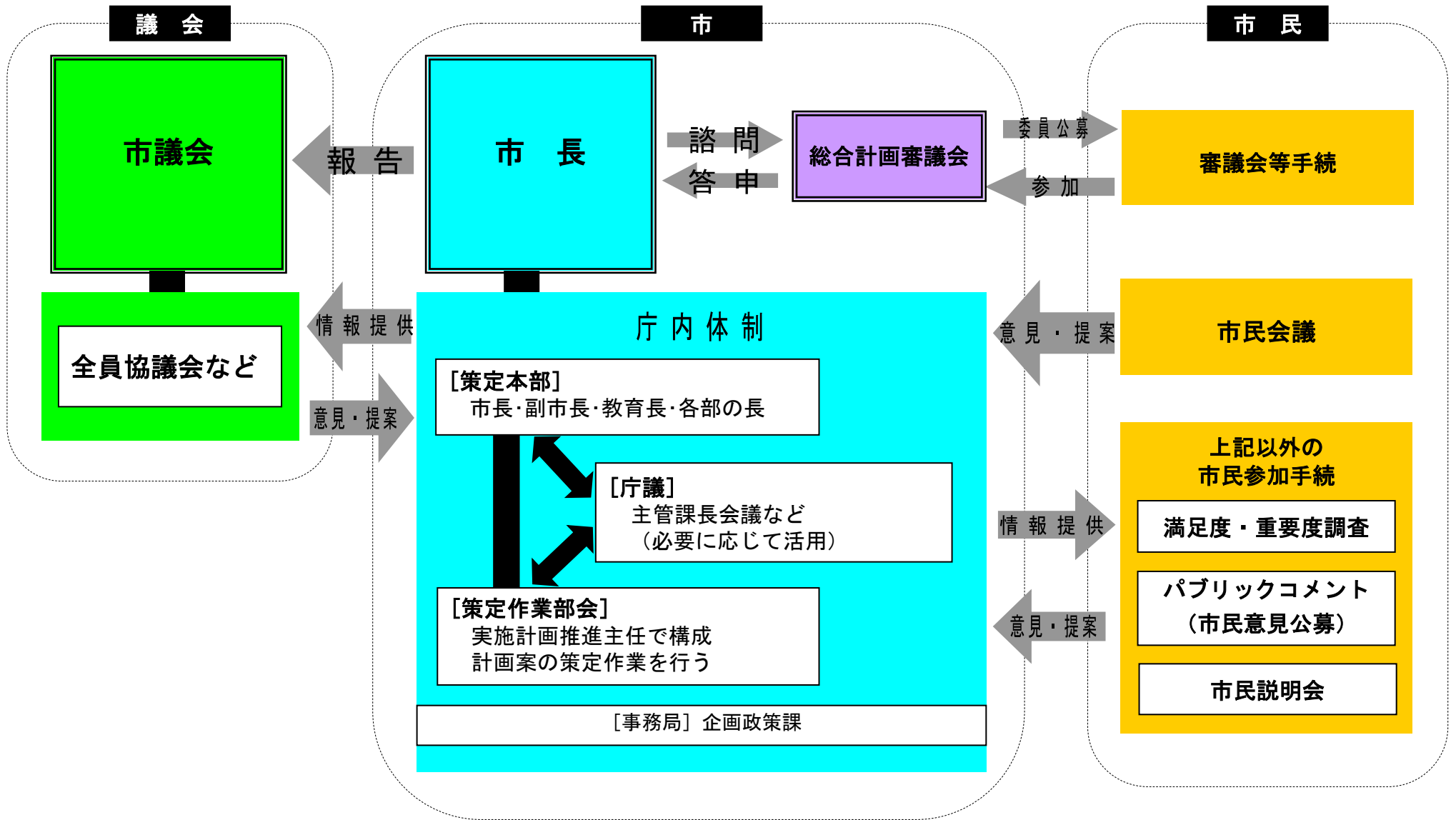
また、計画策定の進捗状況に応じて、市議会へ適宜報告等を行います。

なお、策定体制の各セクションの策定スケジュールは6ページ【別表3】のとおりとします。

【別表1】 総合計画の構成と期間

年度 区分		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
		(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)	
総合計画	基本構想	令和3年度～令和12年度（10年間）										
	基本計画	令和3年度～令和7年度 第1次（5年間）					令和8年度～令和12年度 第2次（5年間）					
	実施計画	第1次（3年間）	第1次（3年間）									
		第2次（3年間）		第2次（3年間）								
		第3次（3年間）			第3次（3年間）							
		第4次（3年間）				第4次（3年間）						
		第5次（3年間）					第5次（3年間）					
		第6次（3年間）						第6次（3年間）				
第7次（3年間）								第7次（3年間）				
第8次（3年間）								第8次（3年間） □□ →				

【別表2】策定体制図



【別表3】策定スケジュール表

項目		令和5年度				令和6年度				令和7年度			
		4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
議会										策定状況の報告等			策定報告等
総合計画審議会					計画策定 諮問	計画策定状況の報告・審議等						基本計画 答申	
市民参加						市民会議				市民満足 度・重要度 調査	市民意見 公募手続	市民説明会	
庁 内 体 制	総合計画策定本部		策定基本方針 の策定			基本計画の策定				行政評価 結果報告	行政評価 結果報告	実施計画 の策定	
	策定作業部会等					課題の抽出等		具体的な基本計画内容の協議			行政評価	行政評価	実施計画の検討・調整